

免許状再申請の申請書類・注意事項

根拠法 教育職員免許法 別表第1

内容 大学等に通り、免許法に定められている基礎資格と単位により幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の免許状を取得する場合

	申請書類	備考
1	教育職員免許状授与等（検定）願	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許状1部につき、3,300円の山梨県収入証紙を貼付してください。 県外居住者等で証紙を購入できない場合は現金（現金書留による）又は普通為替証書、定額小為替証書を送付してください。 ・ 本籍地は、都道府県のみ記入してください。 ・ 氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させてください。 ・ 教育職員免許法は「第5条」と記入してください。 ・ 免許状の種類は、以下の例を参考に記入してください。中学校・高等学校の免許状を申請する場合は教科、特別支援学校の免許状を申請する場合は領域も記入してください。 <p>【例】 幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭1種免許状 中学校教諭2種免許状 社会 特別支援学校教諭2種免許状 知的障害者に関する領域 等</p>
2	履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学歴は、小学校、中学校、高等学校、大学等を記入してください。なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。 ・ 資格欄には取得した教員免許状を記入してください。 ・ 職歴は、申請時点までの勤務について記入。また、学校以外の勤務についても記入してください。

		<ul style="list-style-type: none"> 各欄で書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。
3	宣誓書	<ul style="list-style-type: none"> 3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。 4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。 5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。 <p>※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効又は取上げをされた人のことを指します。</p>
4	戸籍抄本	半年以内に発行したものに限ります。
5	所有する全ての教員免許状の写し	紛失した場合は授与証明書の原本
6	教員免許更新に関する証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 過去に更新・延期・免除・回復の手続きを行ったことがある場合に提出してください。 紛失した場合は授与証明書の原本
7	在職証明書又は退職日時点で現職教員であったことが分かる書類 (平成21年3月31日までに授与された旧免許状所有者が再授与申請を行う場合)	<p>以下の書類を参考に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発令通知書(修了確認期限と同日付のもの) 修了確認期限時点の在職証明書
8	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 角形2号に宛先を記入し、120円切手を貼付(3種類以上免許状を申請する場合は140円切手を貼付してください。 宛名はあらかじめ「～様」と記入してください。

※申請書類の提出後に別途追加で書類を求める場合もありますので、ご了承ください。